

# 核物質防護の強化に係る 法令改正後の対応状況について

平成18年6月23日

文部科学省科学技術・学術政策局

原子力安全課原子力規制室



## 法令改正の概要

- 平成17年5月、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律改正
- 平成17年12月より、関係省令施行
  - 設計基礎脅威(DBT)
  - 核物質防護検査制度
  - 秘密保持義務制度



# 核物質防護規定

- 法令改正に係る核物質防護規定については、2月28日までに変更の申請
- 核物質防護規定の審査において、改正された法令に従った防護措置がなされているか審査
- 治安当局(国家公安委員会、海上保安庁)への意見照会后、認可



## 核物質防護検査

核物質防護規定の遵守状況を国が監視し、防護措置が適確に実施されていることを確認するため、年に1回、核物質防護規定の遵守状況検査を実施。以下の項目について、適宜、検査を実施する。

- 防護基準適合性検査
- 脅威到達時間評価
- 模擬訓練評価



## 防護基準適合性検査

- ・核物質防護規定に記載されている内容のうち、防護設備の管理状況、警備状況、情報管理の状況などについて、書類や現場確認により検査を実施
- ・毎年1回、実施



## 脅威到達時間評価

- 核物質防護規定に規定されているDBTの評価の実施状況について、現場で検査を実施
- 改正された防護規定に規定されている防護措置について、脅威の到達時間の評価結果を確認



## 模擬訓練評価

- 核物質防護規定には、年に1回以上の核物質防護に関する訓練を実施することと規定
- 検査時には、訓練が適切に実施されていることを確認
- 実効性のある訓練とするため、事業者、治安当局、規制当局の連携が重要

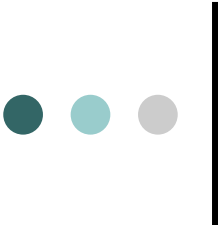


# 秘密保持義務制度

## ○ 炉規法第68条の3 (秘密保持義務)

- 正当な理由がなく、業務上知ることのできた特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らしてはならない。
- 対象は、原子力事業者等及びその従業者、国又は原子力事業者等から特定核燃料物質の防護に関する業務を委託された者及びその従業者、職務上特定核燃料物質の防護に関する秘密を知ることのできた国の行政機関又は地方公共団体の職員、及びこれらの者であった者





## 省令に規定されている秘密について

- 脅威に関する事項
- 防護に必要な設備及び装置に関する詳細な事項
- 連絡に関する詳細な事項
- 体制に関する詳細な事項
- 巡視及び監視に関する詳細な事項
- 緊急時対応計画
- 防護措置の評価に関する事項
- 貯蔵施設に関する詳細な事項
- 事業所内運搬に関する詳細な事項



# 秘密情報運用の検討

- 核物質防護秘密については、厳に核物質防護上必要な情報のみを設定
- 行政庁として、この運用状況については、厳格に確認することが重要